

環境省では、各府省庁及び独立行政法人等の各機関よりご報告いただいた調達実績集計表をもとに、国等の機関全体における環境物品等の調達量の集計及び環境負荷低減の効果評価を行っています。

各府省庁等及び独立行政法人等の各法人におかれましては、調達実績集計表の記入の際、以下の点にご留意願います。

## 1. 「共通」

- ・当該年度のフォーマットを使用してください。（他年度の書式は使用しない）
  - 令和6年度の調達実績 → 「令和6年度調達実績集計表」を使用
  - 令和7年度の調達実績 → 「令和7年度調達実績集計表」を使用
- ・実績集計表（Excelファイル）の様式変更は行わず、そのまま使用してください。
  - \*品目名の入れ替えは行わないでください。
  - \*セルの結合、解除は行わないでください。
  - \*単位は、集計表ひな型の単位に合わせて集計してください。

## 2. 「物品・役務」

### 1) 2段階基準適用品目について

令和7年度において、2段階基準が適用されている下表の品目については、基準値1による発注と基準値2による発注に分け、それぞれの基準値を満たす物品等の台数を記入してください。

詳細は、「令和7年度特定調達品目調達実績取りまとめ表」の「年間集計表注記」「月別集計表注記」「2段階基準集計参考」の各シートを確認の上、集計をお願いします。

2段階の判断の基準の設定品目一覧【令和7年度】

分 野	品 目	品目数	閣議決定年月
画像機器等（コピー機等3品目）	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機	3	令和5年2月（経過措置により6年度から）
家電製品（電気冷蔵庫等3品目）	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫	3	平成31年2月設定 <b>令和4年2月強化</b>
エアコンディショナー等	業務用エアコンディショナー	1	平成31年2月設定 <b>令和5年2月強化</b>
温水器等	ガス温水機器、石油温水機器	2	令和7年1月設定
照明	LED照明器具（投光器及び防犯灯を除く）	1	平成31年2月設定
自動車等	小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ（乗用車は令和4年2月から基準値1の「電動車等」のみに統一）	5	令和3年2月設定 <b>令和4年2月強化</b>
	乗用車用タイヤ	1	令和4年2月設定
インテリア・寝装寝具	タイルカーペット	1	令和5年2月設定
設備	太陽熱利用システム	1	令和3年2月設定
災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水	1	令和7年1月設定
役務	印刷、食堂	2	令和7年1月設定
分野横断（共通）	原材料に鉄鋼が使用された物品	－	令和7年1月設定

## 2) その他留意を要する品目について

実績集計にあたって、特に留意を要する品目については、下記の事項をご確認ください。

### 原材料に鉄鋼が使用された物品

・判断の基準を満たした鉄鋼を使用した物品を購入した場合は、実績表の「共通の判断の基準を満たした物品の調達量」欄へ調達した個数を記入してください。

なお、当該品目についての情報は逐次環境省Webサイトにて提供させていただく予定です。

### 災害備蓄用品

・「一次電池」については、「災害備蓄用品」として調達した使用推奨期限が5年以上のものについて調達実績集計表の「一次電池のうち災害備蓄用品として調達したもの」の欄に調達した個数を記入してください（個数は「一次電池又は小形充電式電池」の内数となります）。

## 自動車整備

- ・1件の契約で複数台の整備を行う場合は、
  - ・そのうち1台でも部品交換を伴うものがあれば1件とカウント
  - ・そのうち1台でも基準を満たすものがあれば、判断の基準を満たすものとして1件カウント
- ・「判断の基準を要件として発注したものの件数」も記入してください。
- ・自動車整備においては、交換する部品の種類により、商品のないものや適時での入手が困難な場合もあり、目標を立てて最大限努力をした場合でも目標を達成できない場合があることが想定されるため。
- ・エンジン洗浄
  - ・判断の基準を満たすエンジン洗浄を実施した場合は、調達実績の集計表に件数を記入してください。（エンジン洗浄の実施件数は、自動車整備の内数となります。）

## 飲料自動販売機設置

契約又は使用許可により調達する台数をカウントしてください。

- ・年間を通じて契約又は使用許可する場合

→契約又は使用許可を行った当月にカウント

- ・複数年を通じて契約又は使用許可する場合

→契約又は使用許可を行った年度の当該月にカウント

※ 設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えを伴わない場合は、カウントしない。

## 会議運営

会議の運営を含む委託業務の件数をカウントしてください。

- ・会議の運営を含む業務の実施に当たって行われる契約は全て対象

※飲料の調達を別契約にする場合にも、判断の基準を満たすようにしてください。会議で提供する飲料の購入又はケータリング等の提供サービスに類する調達契約を実施している場合は、これらも「委託契約等」として契約件数に適切に含めて実績報告いただきますよう、

## 3) 集計に関する留意点

ご提出いただく前に、以下の点について確認をお願いします。

- 各月の調達量の合計が、年間集計表の数値と合っているか
  - 品目自体が特定調達物品（燃料電池、生ゴミ処理機等）である場合  
→「②総調達量 = ③特定調達物品等の調達量」となっているか
  - 判断の基準を満足しない物品等の調達実績がある場合は、  
→「②総調達量 = ③特定調達物品等の調達量 + ⑧判断の基準を満足しない物品等の調達量」になっているか
- ※月別集計表を使用せず、年間集計表に直接入力した場合は特に注意

## 3. 「公共工事」

- ・「概要書式」のシートは必ず提出してください（「概要書式」は集計書式にリンクしています）。

## 4. 「合法木材に係る集計について」

- ・「『公共建築物等木材利用促進法』及び『グリーン購入法』に係る合法木材、間伐材の利用に係る集計表」（林野庁及び環境省合同調査）の記入、提出をお願いします。